

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

昭島市長

## 公表日

令和8年3月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>1. 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行う。</p> <p>また、生活に困窮する外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)」に基づき、生活保護法に準じて生活保護の措置を実施する。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①保護の決定及び実施に関する事務</li><li>②保護の開始に伴う審査に関する事務</li><li>③職権による保護の開始又は変更に関する事務</li><li>④保護の停止又は廃止の決定に関する事務</li><li>⑤就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務</li><li>⑥保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務</li><li>⑦返還金・徴収金の収納に関する事務</li><li>⑧医療扶助オンライン資格に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li><li>・医療保険者等中間サーバー等における機関別符号の取得等</li></ul></li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 生活保護システム</li><li>2. 団体内統合宛名システム</li><li>3. 中間サーバー</li><li>4. 統合専用端末</li><li>5. 医療保険者等向け中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第8号)表の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。)</p> <p>(省令第2条の表における情報提供の根拠) 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項</p> <p>(省令第2条の表における情報照会の根拠:) 42、43、161及び162の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	保健福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部生活福祉課 電話番号042-544-5111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部生活福祉課 電話番号042-544-5111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	主担当のほか副担当を設け、上長を含む複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。 原則として申請者から提供を受けたマイナンバーの真正性を確認した上で紐づけしているが、提供が受けられない場合には、住基ネット照会にて4情報による照会を行った後、紐づけを行っている。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報の漏洩・滅失・毀損を防ぐため、鍵付きキャビネットでの保管といった「物理的安全管理措置」に加え、システムへの登録や通知類発送時のダブルチェックといった「技術的安全管理措置」も実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	生活福祉課長 大貫 保	生活福祉課長 荻野 正典	事後	
平成29年5月30日	I-4-②法令上の根拠	120の項	119の項	事後	
令和1年4月28日	I-5-②所属長の役職名	生活福祉課長 荻野 正典	生活福祉課長	事後	
令和1年6月26日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する救	事後	
令和3年1月18日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年1月18日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年1月18日	I-1-② 事務の概要	1.生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程	1.生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程	事後	
令和3年1月18日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の15の項	番号法第9条第1項 別表第1の15の項	事後	
令和3年1月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための(別表第2における情報提供の根拠)番号法第19条第7号 別表第2の9、10、14、	事後	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠)番号法第19条第7号 別表第2の9、10、14、	(別表第2における情報提供の根拠)番号法第19条第8号 別表第2の9、10、14、	事前	
令和3年8月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠)番号法第19条第8号 別表第2の9、10、14、	(別表第2における情報提供の根拠)番号法第19条第8号 別表第2の9、10、14、	事後	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年12月29日	I-1-② 事務の概要	1.生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程	1.生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程	事前	
令和5年12月29日	I-1-③ システムの名称	1.生活保護システム 2.団体内統合宛名システム	1.生活保護システム 2.団体内統合宛名システム	事前	
令和6年3月5日	I-1-② 事務の概要	1.生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度にに応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行う。 2.特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②保護の開始に伴う審査に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止の決定に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務 ⑦返還金・徴収金の収納に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等中間サーバー等における機関別符号の取得等	1.生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度にに応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行う。 2.特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②保護の開始に伴う審査に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止の決定に関する事務 ⑤就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務 ⑦返還金・徴収金の収納に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	
令和6年3月5日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第15条	番号法第9条第1項 別表の23の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第8号)表の1の項	事前	
令和6年3月5日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠)番号法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2及び59条の3 (別表第2における情報照会の根拠)番号法第19条第8号 別表第2の26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。) (省令第2条の表における情報提供の根拠)13、14、18、20、28、37、40、42、48、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、98、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 (省令第2条の表における情報照会の根拠)42、43、161及び162の項	事前	
令和6年3月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	
令和6年3月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	
令和6年3月5日	IV-8 人身的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である ※様式変更による追加	事前	
令和6年3月5日	IV-8 判断の根拠		主担当のほか副担当を設け、上長を含む複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。 原則として申請者から提供を受けたマイナンバーの真正性を確認した上で紐づけしているが、提供が受けられない場合には、住基ネット照会にて4情報による照会を行った後、紐づけを行っている。 ※様式変更による追加	事前	
令和6年3月5日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ※様式変更による追加	事前	
令和6年3月5日	IV-11 判断の根拠		特定個人情報の漏洩・滅失・毀損を防ぐため、鍵付きキャビネットでの保管といった「物理的安全管理措置」に加え、システムへの登録や通知経路変更時のダブルチェックといった「技術的安全管理措置」も実施している。 ※様式変更による追加	事前	